

生徒指導規程

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が安心して落ち着いた学校生活を送ることができるための観点から必要な事項を定め、職員が同じ方針で指導や対応を組織的に行う。

1 学校生活

- (1) 8時10分までに教室に入ること。
- (2) 欠席・遅刻の場合は、必ず学校に連絡する。
スクールバス利用者の場合は、バスの運転手にも伝えること。
- (3) 連絡（理由）のない遅刻・欠席の場合
 - ① 保護者に連絡をして、改善を促す。（担任）
 - ② 連絡（理由のない）遅刻・欠席が2回以上続く場合は、家庭訪問をする。（担任、生徒指導担当）
 - ③ 改善の見られない場合は、保護者と話し合いをする。（担任、生徒指導担当、教頭、校長）

2 服装・頭髮

- (1) 登下校及び校内では、基準服・学校帽・名札を着用する。
 - ① 冬期（12月～3月）は、基準服の下にセーターやベストの着用、ジャージをはいて防寒してよい。ただし、色については、制服に準じて黒・紺色とする。
 - ② 冬期の登下校には、基準服の上にジャンパーなどの防寒着をつけてよい。（マフラーやレグウォーマーは不可）女子は、肌色のストッキングをはいてもよいが、体育の時は脱ぐ。
 - ③ 衣替えは、6月1日、10月1日とし、前後1週間（5/25～6/7、9/24～10/7）は移行期間とする。
夏期（6/1～9/30）は、白のポロシャツと基準服の下、冬期（10/1～5/31）は、白のポロシャツと基準服の上を着用する。（ポロシャツの前ボタンをはめる）
 - ④ 女子のスカート丈は膝ぐらいとする。
 - ⑤ 小学生らしい髪型とする。（パーマメント、脱色、染色はしない。）女子は、前髪は眉毛が隠れないように整え、後ろ髪が肩にかかる場合は結ぶ。ゴムやピンは黒色を基調としたものとする。
男子は、前髪は眉毛が隠れないように整え、すそは短くし、極端に長さの違う刈り方をしない。
 - ⑥ 靴下は、白・黒・紺色の無地またはワンポイントとする。（くるぶしソックスは不可）
 - ⑦ 運動靴・体育館シューズは白色・ローカットを基調とする。
 - ⑧ 室内シューズは、足先が赤、または青のシューズを基準とする。
- (2) 規程に合わない場合は家庭連絡を行い、家庭での指導や協力をお願いする。

3 所持品・生活態度

(1) 所持品

- ① 貴重品（時計、携帯電話）や菓子、おもちゃ等、学習に必要なものはないものは持ってこない。
リップクリーム、日焼け止め等が必要な時は保護者から担任に連絡の上、持ってくる。無色・無臭のものとする。
- ② 危険なものは持ってこない。
- ③ 持ってきたものは一時預かり、家庭連絡を行い、返却と使い方について指導をする。

(2) 生活態度

- ① 金銭の貸し借り、物品の売買をしない。
- ② 下校時は寄り道をせず帰宅し、買い食いはしない。

4 落書き

(1) 加害児童が特定できた場合

- ① 事実確認をして、再発防止に向けての指導を行う。(担任・生徒指導担当)
- ② 家庭連絡の上、加害児童が落書きを消す。

(2) 加害児童が特定できない場合

- ① 事実確認をするため情報収集を行う。(5W1H)
- ② 落書きを消す。(生徒指導部)
- ③ 再発防止の指導を行う。(学活・道徳など)
- ④ 必要に応じて全体指導(朝会・臨時集会)を行う。

5 盗難・紛失

(1) 加害児童が特定できた場合

- ① 事実確認を経て、本人指導及び保護者を学校に呼んでの3者懇談を行う。(弁償)
- ② 事後の経過観察を行い、再発防止に努める。

(2) 加害児童が特定できなかった場合

- ① 事実確認を行い、組織的に探す体制を組む。(情報収集)
- ② 被害家庭へ連絡をして謝罪をする。弁償できないことを理解してもらう。
- ③ 学級活動・道徳の時間を使って、学級指導を行い、再発防止に努める。
- ④ 必要に応じて指導対象を広げる。(個別・学年・全校)

6 窃盗・万引き

(1) 外部(店や警察など)からの連絡で分かった場合

- ① 事実確認を行う。(担任・生徒指導担当)
- ② 事実確認後、再発防止の指導方針を決めて、保護者と話し合う。(担任・生徒指導主事・教頭・校長)

(2) 児童や保護者からの情報があった場合

- ① 情報者にも配慮して、事実確認を慎重に行う。(担任・生徒指導担当)
- ② 事実確認後、警察との連携を行い、再発防止の指導方針を決めて、保護者と話し合う。(担任・生徒指導主事・教頭・校長)

7 いじめ

(1) 事実確認を徹底して行っただけで指導にあたる。

・ 被害児童に対して

- ① 3者懇談を行い、学校が全力で被害児童を守る姿勢を態度で示し、児童・保護者の思いを受けとめる。
- ② 児童を取り巻く人間関係づくりを慎重に行う。
- ③ 事後の教育相談などのフォロー体制を整えておく。

・ 加害児童に対して

- ① 3者懇談を行い、学校が全力で被害児童を守る姿勢を態度で示し、児童・保護者の思いを受けとめる。
- ② 被害児童の立場に立って、毅然とした対応で臨む。
- ③ 責任転嫁にならないよう、相手の立場を考えた行動がとれる人間となるべく指導する。
- ④ 指導後の経過観察と指導を継続して行う。

8 器物破損

- ① 児童のけがなど安全確認を行う。
- ② 再発防止にむけての指導を行う。
- ③ 弁償など保障に関しては、管理職と検討して保護者に連絡をする。

9 けんか・暴力行為・暴言

- ① 児童のけがなど安全確認を行う。

- ② 再発防止にむけての指導を行う。
- ③ 毅然とした態度で指導を行い、指導に従わない場合は、保護者連絡の上特別な指導を行う。場合によっては警察との連携も行う。
- ④ 特別な指導では、「なぜ行ったのか」「だれにどのような迷惑をかけたのか」「今後どうしたらよいのか」を指導する。
- ⑤ 指導後の人間関係に注意しながら経過観察を行う。

1 0 授業妨害

- ① 再発防止にむけての指導を行う。
- ② 他の児童の学習権を奪う行為を断固として許さず、集団生活のルールを守ることを指導する。
- ③ 毅然とした態度で指導を行い、指導に従わない場合は、保護者連絡の上特別な指導を行う。

1 1 家出・行方不明

- ① 校長・教頭・生徒指導部を中心に組織として対処する。(地域との連携)
- ② 一定時間(1時間程度)の捜索にもかかわらず見つからない場合は、保護者から警察へ届けを出してもらう。また、PTAとも連携する。
- ③ 安全確保が最優先で、保護に全力を挙げる。
- ④ 外部への対応は管理職対応とする。
- ⑤ 再発防止のため、児童・保護者を交えて指導を行う。

1 2 火あそび

- ① 事実確認後、指導にあたる。
- ② 再発防止のため、児童・保護者を交えて学校で指導を行う。

※ 4～12については、関係機関(警察等)と連携し、未然に防止再発防止の指導を行う。

1 3 特別な指導について

次の問題行動を起こした児童について、教育上必要と認められる場合は、保護者及び関係機関と連携を図りながら、特別な指導を行う。別室反省指導は、ふれあい室で行う。

原則として、法令・法規に違反する行為を行った場合は保護者に来校を求めて対応を行う。また、本校のきまりに従わない行為を行った場合は家庭訪問をして保護者対応を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 盗難・紛失
- ② 窃盗・万引き
- ③ 器物破損
- ④ 火あそび
- ⑤ 家出・行方不明
- ⑥ その他、法令・法規に違反する行為

(2) 本校のきまりに従わない行為

- ① いじめ・けんか・暴力
- ② 指導に従わないなどの指導無視及び暴言、授業妨害など
- ③ その他、学校が必要と判断した行為

※ 特別な指導は次のとおりとする。

(1) 説諭

(2) 学校反省指導(別室反省指導:事案の振返りや反省文・授業反省指導:生活の振返り・奉仕活動等)

学校反省は別室で行う反省指導と、通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の2段階とする。

(3) 別室反省指導の期間については、おおむね1日から5日とし、授業反省指導は、おおむね5日から10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。